

意見書第9号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

近年、自然災害が激甚化、広域化、長期化している。本年も活発な梅雨前線や台風等の影響により、全国各地で河川の氾濫や土砂崩れが発生するなど、甚大な被害が発生している。このような中、被災者の生活再建を支援する制度を拡充していくことは、喫緊の課題である。

被災者生活再建支援法は、1998年5月に成立し、1999年から適用が開始され、これまで、2004年、07年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られているが、依然として、対象となる災害規模や支給内容、支給限度額などの課題が存在している。

被災者の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国による更なる支援及び制度の拡充が必要である。

よって、国においては、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

1. 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金の最高額を引き上げること。
2. 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再支援法人に対する国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置（起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%）を講じること。
3. 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

延岡市議会

内閣総理大臣	内閣府特命担当大臣（防災）
財務大臣	衆議院議長
総務大臣	参議院議長
内閣官房長官	
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	